

岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理の委託方針検討に伴う支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）が「岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理の委託方針検討に伴う支援業務委託」に係る契約の相手方（以下「受注者」という。）となる候補者の選定のための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理の委託方針検討に伴う支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理の委託方針検討に伴う支援業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月31日まで

3. 上限額

委託料の上限は、5,214,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

令和7年8月4日（月）公募開始
令和7年8月20日（水）質問書の提出締切（午後5時まで）
令和7年8月22日（金）質問書に対する回答
令和7年8月26日（火）参加申込書の提出締切（午後5時まで）
令和7年8月29日（金）参加資格審査結果通知
令和7年9月11日（木）企画提案書の提出締切（午後5時まで）
令和7年9月17日（水）プレゼンテーション（予定）
令和7年9月24日（水）選定結果の通知

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に属していること。
- (2) 岸和田市又は貝塚市の入札参加資格を得ていること。
- (3) 参加申込書提出から選定結果通知日までの期間において、岸和田市又は貝塚市指名競争入札指名停止要綱（岸和田市：令和6年4月1日施行、貝塚市：令和6年8月28日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申

立てをなされていない者であること。

- (6) 参加申込書提出から選定結果通知日までの期間において、岸和田市貝塚市清掃施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び市税を滞納していないこと。

6. 担当部署及び問合せ先

〒596-0016 大阪府岸和田市岸之浦町 1 番地の 2

岸和田市貝塚市清掃施設組合 環境技術課（担当者：四宮、山口、鍵本、佐藤）

電話：072-436-5389、ファックス：072-436-4653

メールアドレス：kankyo-g@kishikai-cleancenter.or.jp

7. 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則（平成 9 年岸和田市規則第11号）等を理解した上で、下記の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 法人登記現在事項証明書（謄本）
- ④ 納税証明書＜原本＞（最新年度分）
 - ・ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
 - ・ 岸和田市及び貝塚市における法人市民税の完納証明書（納付義務がない場合、申立書を提出すること。【様式は任意】）

(2) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時まで
- ② 様式等の配布期間及び配布場所
令和 7 年 8 月 4 日（月）から組合のホームページにおいて掲載するので、ダウンロードすること。
- ③ 提出場所 6 に同じ
- ④ 提出方法 持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送に限る。
なお、郵送の場合は、特定記録郵便等の方法によることとし、①の提出期限までに到着したものに限り受け付ける。組合は、郵便事故による提出遅延について、その責任を負わない。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出期限までに提出した者について、5 の参加資格を満たしているか審査し、令和 7 年 8 月 29 日（金）に参加資格審査結果通知を電子メールにて通知する。

8. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて、質問がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。なお、口頭又は電話での質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 20 日（水）まで。

最終日にあつては午後 5 時までに必着

(2) 提出方法

別紙の質問書（様式 3）により、下記のいずれかの方法にて提出すること。

① 電子メール

送信先は、6 に記載のメールアドレスとする。質問書を送信した際には、必ず 6 の担当部署に対して電話等で送信した旨伝え、当該部署において受信したことを確認すること。

② ファックス

送付先は、6 に記載のファックス番号とする。質問書を送信した際には、必ず 6 の担当部署に対して電話等で送信した旨伝え、当該部署において受信したことを確認すること。

(3) 回答日 令和 7 年 8 月 22 日（金）

(4) 回答方法 質問への回答は組合のホームページに掲示し、個別には回答しない。

9. 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 29 日（金）から令和 7 年 9 月 11 日（木）まで。

最終日にあつては午後 5 時までに必着

(2) 提出書類

企画提案書を仕様書に即して作成し、下記の要領で提出すること。

① 企画提案書（様式は任意） 7 部

正 1 部は、提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載すること。

副 6 部は正と同一のもので、審査に使用するので提出者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすこと。

② 価格見積書（様式 4） 1 部

10. 評価方法等

(1) 評価方法

企画提案書の内容を説明するプレゼンテーションを行ない、評価基準に基づいて、選定委員の採点により評価する。（パワーポイントの作成は不要。）

(2) プレゼンテーション実施日

令和 7 年 9 月 17 日（水）（予定）

会場等の詳細については、企画提案書提出期限後に通知する。

(3) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、選定委員会における評価の合計点（以下「総合点」という。）が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額（以下「見積額」という。）が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引きの抽選により決定する。
- ③ ①及び②に関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 評価基準

① 業務実行体制 30点

評価項目	評価の視点	指標	配点
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	直近10年以内の運転管理や基幹的設備改良工事に係る業務実績 等	10点
実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の配置、構成 等	10点
担当者評価	担当者の経験や実績等	経験年数、実務実績の有無 等	10点

② 企画提案内容 60点

評価項目	評価の視点	指標	配点
提案事項を実施するに当たっての取組方針	業務の理解度はあるか	目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか	10点
業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性	10点
現況・課題への理解度	現況・特有の課題への理解は十分か	特性等諸条件の理解度	10点
提案内容の的確性	検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	10点
	実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性	10点
取組み姿勢	積極的に取組む意欲を感じられるか	業務への意欲、積極性、資料の正確性	10点

③ 費用面 10点

評価項目	評価の視点	指標	配点
見積額	上限額との比較	評価点は、下記の計算式により算出する。 ア 最低見積額を提示した事業者：10点 イ 最低見積額を提示し	10点

		た事業者以外の事業者： 最低見積額÷当該事業者の見積額×10（小数点以下切り捨て）	
--	--	--	--

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積額が3の上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日を目途に、下記項目を組合のホームページにおいて公表するものとする。

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ 名称は五十音順、総合点は点数順

ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。

(3) 選定委員会の委員の所属及び役職名

12. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と組合との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には、利用しない。

(4) 組合が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

組合は提出者から提出された企画提案書等について、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例(平成29年10月31日条例第2号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受注候補者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあり、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を組合に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6の担当部署に提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、組合が必要と認める場合には、組合は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザル実施後、契約締結前に候補者が措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。